平成２８年（フ）第９８２号
堺市中区深井畑山町175番地１　かのんⅠ103号、前住所堺市南区高倉台４丁３番10―307号
債務者　斎藤　裕哉
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９７号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目14番２―101号国分旭ヶ丘住宅、前住所大阪府羽曳野市野10番地　(112)
債務者　柑子木繁樹
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００３号
堺市東区西野361番地１　北野田マンションＡ―204号
債務者　宮　　堅雄
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００９号
大阪府河内長野市上原町749番地の３
債務者　武田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１５号
堺市堺区香ヶ丘町２丁７番17号
債務者　辻本　悦子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０１８号
堺市西区鳳南町５丁702番地２　グランソレイユ南202号
債務者　川﨑　正博
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県丹波市春日町多利2067番地
債務者　荻野サエ子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２３１号
静岡県富士市宮島341番地の17グラン・エストⅢ―102号、前住所静岡県富士市森島232番地の11
債務者　足立とき代
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２５３号
長崎県長崎市宿町33番地３　エスポワール宿町703号室
債務者　濱崎　　浩
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ708号
債務者　並川　宏樹
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
長崎県諫早市上町12番２―503号ルシード中央、旧住所長崎県諫早市栄田町30番22号
債務者　益田　慶朗
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
仙台市宮城野区岩切字東河原208番地　アートインⅠ―Ｃ棟201
債務者　小澤　宏之
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
茨城県土浦市並木１丁目３番３号
債務者　松宮　直子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
茨城県土浦市荒川沖161番地１　栄光メゾンＡ号室
債務者　小野　　満
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６１号
茨城県つくば市高見原２丁目11番地33
債務者　中島有梨沙
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９０６号
愛知県知多市八幡字新道59番地の502　クレール巽Ｂ―102
債務者　鎌田　圭祐
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２８号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目15番10―201号　龍野ハイツ、従前の住所兵庫県姫路市城見台３丁目６番地14
債務者　園部トシエ
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部